

○「医薬部外品原料規格2006」の一部改正について

(平成19年9月4日)
(薬食発第0904002号)

(各都道府県知事あて厚生労働省医薬食品局長通知)

医薬部外品原料の規格については、平成18年3月31日付け薬食発第0331030号厚生労働省医薬食品局長通知「医薬部外品原料規格2006について」の別添において「医薬部外品原料規格2006」(以下「外原規2006」という。)として定められているところである。

今般、新たに収載する必要がある成分を追加する等、外原規2006の一部を別添のとおり改正したので、通知する。ついては、外原規2006の一部改正の概要を下記のとおり示すので、別添と併せて御了知の上、貴管下関係業者に対し、周知方よろしく御配慮願いたい。

記

第1 外原規2006の一部改正の要点について

1. 各条品目について、次の2品目を新たに外原規2006に収めたこと。
 - 1) 過ホウ酸ナトリウム
 - 2) 臭素酸カリウム
2. 各条品目について、次の15品目の性状及び品質に関する規定を改めたこと。
 - 1) L-アルギニン
 - 2) 塩化リゾチーム
 - 3) カーボンブラック
 - 4) d-カンフル
 - 5) dl-カンフル
 - 6) グリシン
 - 7) 合成金雲母
 - 8) 合成金雲母(2)
 - 9) シア脂
 - 10) L-システイン
 - 11) チョウジ油
 - 12) ノナン酸バニリルアミド
 - 13) ベンジルアルコール
 - 14) メチルセルロース
 - 15) モノニトログアヤコールナトリウム
3. 各条品目の新規収載及び改正に伴い、試薬・試液の項の整備を行ったこと。

第2 適用時期について

本通知は、平成19年9月4日より適用すること。ただし、平成21年3月31日までの間、従前の例によることができるものとする。